

仙台市教育委員会訓令第九号

仙台市教育委員会職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

仙台市教育委員会  
教育長 天 野 元

仙台市教育委員会職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令  
仙台市教育委員会職員の給与に関する規程（昭和四十年仙台市教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(給与の支給等)</p> <p>第二条 職員の給与の支給等については、次条から第九条までに定めるもののほか、職員の給与に関する規程（昭和三十七年仙台市訓令第三号。以下「市訓令」という。）の規定を準用する。この場合において、<b>市訓令第十二条第三項中「労務課長」とあるのは「人事課長」と</b>、市訓令第十四条第二号中「職務に専念する義務の免除に関する規程（昭和三十七年仙台市訓令第四号）第一項各号（第八号その他市長が必要と認める場合を除く。）の規定に基づき職務に専念する義務を免除された場合」とあるのは「職務に専念する義務の免除に関する規程（平成元年仙台市教育委員会訓令第七号）第二条第一項各号の規定に基づき職務に専念する義務を免除された場合（職務に専念する義務の免除に関する規程（昭和三十七年仙台市訓令第四号）第一項第八号に掲げる場合に該当する場合その他教育長が必要と認める場合を除く。）」と、同条第三号中「職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年仙台市訓令第九号。以下「勤務時間規程」とあるのは「仙台市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和三十七年仙台市訓令第九号。以下「教育委員会勤務時間規程」という。）第三条第一項の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年仙台市訓令第九号。以下「市勤務時間規程」と、市訓令第十六条第一項ただし書、第十七条第二項及び第十七条の二第一項中「勤務時間規程」とあるのは「教育委員会勤務時間規程第三条第一項の規定によりその例によることとされる市勤務時間規程」と、市訓令第十六条第二項中「に基づく」とあるのは「又は仙台市立学校職員退職手当条例（昭和三十七年仙台市条例第三十四号）に基づく」と、市訓令第十七条第四項中「総務局長」とあるのは「教育長」と、市訓令第十七条の二第二項中「勤務時間規程第十三条第一項」とあるのは「教育委員会勤務時間規程第三条第一項の規定によりその例によることとされる市勤務時間規程第十三条第一項」と、「勤務時間規程第十条第四項」とあるのは「市勤務時間規程第十条第四項」と、市訓令第十八条第一項第六号中「停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合」とあるのは「大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和三十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）を始め、若しくは大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合又は停職にされ、若しくは停職の終了により職務に復帰した場合」と、同条第二項中「育児休業の承認を受け」とあるのは「育児休業の承認を受け、大学院修学休業をし」と読み替えるものとする。</p> <p>[第三条～第五条 略]</p> <p>(定時制通信教育手当の支給範囲)</p> <p>第六条 定時制通信教育手当の支給を受ける教育職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 定時制の課程を置く高等学校の校長（本務として当該高等</p>	<p>(給与の支給等)</p> <p>第二条 職員の給与の支給等については、次条から第九条までに定めるもののほか、職員の給与に関する規程（昭和三十七年仙台市訓令第三号。以下「市訓令」という。）の規定を準用する。この場合において、<b>市訓令第五条の二第一項、第六条及び第十二条第三項中「総務事務管理課長」とあるのは「総務人事部人事課長」と</b>、<b>市訓令第五条の二第二項第四号中「人事課長」とあるのは「総務人事部人事課長」と</b>、市訓令第十四条第二号中「職務に専念する義務の免除に関する規程（昭和三十七年仙台市訓令第四号）第一項各号（第八号その他市長が必要と認める場合を除く。）の規定に基づき職務に専念する義務を免除された場合」とあるのは「職務に専念する義務の免除に関する規程（平成元年仙台市教育委員会訓令第七号）第二条第一項各号の規定に基づき職務に専念する義務を免除された場合（職務に専念する義務の免除に関する規程（昭和三十七年仙台市訓令第四号）第一項第八号に掲げる場合に該当する場合その他教育長が必要と認める場合を除く。）」と、同条第三号中「職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年仙台市訓令第九号。以下「勤務時間規程」とあるのは「仙台市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和三十七年仙台市訓令第九号。以下「教育委員会勤務時間規程」という。）第三条第一項の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年仙台市訓令第九号。以下「市勤務時間規程」と、市訓令第十六条第一項ただし書、第十七条第二項及び第十七条の二第一項中「勤務時間規程」とあるのは「教育委員会勤務時間規程第三条第一項の規定によりその例によることとされる市勤務時間規程」と、市訓令第十六条第二項中「に基づく」とあるのは「又は仙台市立学校職員退職手当条例（昭和三十七年仙台市条例第三十四号）に基づく」と、市訓令第十七条第四項中「総務局長」とあるのは「教育長」と、市訓令第十七条の二第二項中「勤務時間規程第十三条第一項」とあるのは「教育委員会勤務時間規程第三条第一項の規定によりその例によることとされる市勤務時間規程第十三条第一項」と、「勤務時間規程第十条第四項」とあるのは「市勤務時間規程第十条第四項」と、市訓令第十八条第一項第六号中「停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合」とあるのは「大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和三十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）を始め、若しくは大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合又は停職にされ、若しくは停職の終了により職務に復帰した場合」と、同条第二項中「育児休業の承認を受け」とあるのは「育児休業の承認を受け、大学院修学休業をし」と読み替えるものとする。</p> <p>[第三条～第五条 略]</p> <p>(定時制通信教育手当の支給範囲)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>一 定時制の課程を置く高等学校の校長（本務として当該高等</p>

学校の校長の職にある者に限る。)

二 定時制の課程に関する校務を整理する副校長及び教頭並びに本務として定時制教育に従事する主幹教諭、教諭、養護教諭及び高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十二号）第一条に規定する実習助手

（学校に勤務する臨時的任用職員の特例）

第九条 〔略〕

2 教育長が定める臨時的任用講師等には、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当を支給しない。

〔3～5 略〕

学校の校長の職にある者に限る。)

二 定時制の課程に関する校務を整理する副校長及び教頭並びに本務として定時制教育に従事する主幹教諭、教諭、養護教諭、講師及び高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十二号）第一条に規定する実習助手

（学校に勤務する臨時的任用職員の特例）

第九条 〔略〕

2 教育長が定める臨時的任用講師等には、初任給調整手当及び扶養手当を支給しない。

〔3～5 略〕

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

（教育局教育人事部人事課）